

令和元年十二月十三日受領
答弁第一二七号

内閣衆質二〇〇第一二七号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員大河原雅子君提出フッ素入り歯磨きで虫歯予防を指導する教材を使った教科書に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大河原雅子君提出フツ素入り歯磨きで虫歯予防を指導する教材を使った教科書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国の教科用図書検定制度は、民間が著作編集した図書の具体的な記述について、教科用図書検定基準（以下「検定基準」という。）等に従い、教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）が専門的・学術的な調査審議を行い、検定の時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして記述の欠陥を指摘することを基本として実施しているものであり、御指摘の「教科書会社二社（東京書籍（株）、（株）文教社）の保健教科書」についても、検定の時点における検定基準等に従い、審議会が専門的・学術的な調査審議を行った上で合格と判定したとの答申がなされたことから、文部科学省において、当該答申に基づいて検定の決定を行ったものである。